

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 7 日

日本行政書士会連合会 会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

入国前結核スクリーニングの実施に係る周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、我が国における結核患者数が多いフィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国の国籍を有し、中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する者を除く。）並びに特定活動告示第 5 3 号及び同第 5 4 号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に在留しようとする方を対象に、入国前に結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを開始することとなりました。

入国前結核スクリーニングは、調整がついた国から順次開始することとしており、フィリピン及びネパールは本年 6 月 2 3 日以降、ベトナムは本年 9 月 1 日以降、在留資格認定証明書交付申請における結核非発病証明書の提出義務付けがそれぞれ開始されることとなります。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物

広報用案内資料

1 部